

品川区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱

制定 令和4年2月17日区長決定 要綱第30号

改正 令和6年4月1日部長決定 要綱第251号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区コミュニティバス導入計画に基づき導入するコミュニティバスの運行を行う事業者に対し補助金を交付することに関し必要な事項を定めることにより、品川区コミュニティバス運行事業の円滑かつ安定的な実施を図ることを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱に定めがあるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、品川区補助金等交付規則（昭和39年品川区規則第4号）の定めるところによる。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けた者であって、品川区（以下「区」という。）と品川区コミュニティバス運行事業に関する協定書を締結した事業者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、運行に要する経費（以下「運行経費」という。）および車両購入に要する経費（以下「車両購入経費」という。）とする。

2 運行経費は、次に掲げる経費のうち、区長が相当と認めた経費とする。

- (1) 人件費
- (2) 車両税金類
- (3) 保険料
- (4) 燃料油脂費
- (5) 車両維持・修繕費
- (6) 停留所維持管理費
- (7) 車両費（車両購入費を除く。）
- (8) その他区長が必要であると認めた経費

3 車両購入経費は、次に掲げる経費のうち、区長が相当と認めた経費とする。

- (1) 車両購入費
- (2) 運行事業の実施に必要なと認められる装備品の購入費およびその取り付け費
- (3) その他内外装に係る経費

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において次に掲げるものとする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) 運行経費

当該年度の運行事業に要する経費から運賃収入、広告料収入その他運行事業に付帯する収入および本補助金以外の補助金の交付額を減じた額

(2) 車両購入経費

現に車両購入等に要した額(ただし、車両購入費については、本補助金以外の補助金の交付額を減じた額を36月に分割した額に、当該年度における運行月数を乗じた額(累計36月分までを上限とする。))

2 年度の途中で運行事業を開始、変更または終了する場合の前項第1号に係る経費については、日割りにより算定するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、品川区コミュニティバス運行事業補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定および通知)

第7条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、品川区コミュニティバス運行事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(変更交付申請等)

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、品川区コミュニティバス運行事業補助金変更交付決定申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、交付決定された補助金の額に変更をきたさない場合で、かつ次の各号のいずれかに該当する軽微な変更については、前項に規定する申請を要しないものとする。

(1) 補助の目的のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(2) 補助金の目的を損なわない事業計画の軽微な変更

(補助金の交付額の変更決定および通知)

第9条 区長は、前条第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、申請が適正であると認めるときは、補助金の交付額の変更を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付額の変更を決定したときは、品川区コミュニティバス運行事業補助金変更交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止等)

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止または譲渡を行おうとするときは、その旨を記載した書面を区長に提出し、指示を受けなければならないものとする。

(状況報告)

第11条 補助対象事業者は、区長から補助対象事業の実施状況について報告を求められたときは、速やかに当該補助事業の状況を報告するものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したとき、または補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに品川区コミュニティバス運行事業補助金完了実績報告書(第5号様式)に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定および通知)

第13条 区長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、品川区コミュニティバス運行事業補助金確定通知書(第6号様式)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 区長は、前条に規定する補助金の額の確定後になされる補助対象事業者からの品川区コミュニティバス運行事業補助金請求書(第7号様式)による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 区長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助対象事業を中止または廃止したとき。
- (4) 前3号に定める場合のほか、区長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消したときは、品川区コミュニティバス運行事業補助金交付決定取消通知書(第8号様式)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて品川区コミュニティバス運行事業補助金返還命令書（第 9 号様式）により、その返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第 17 条 補助対象事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間を経過するまでは、補助事業により取得し、または効用を増加した財産については、区長の承認を得ないで補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。

(財産処分に伴う収入の納付)

第 18 条 区長は、補助対象事業者が前条の規定による区長の承認を受けて財産を処分した場合において、当該処分により収入があったときは、当該補助対象事業者に対し、その収入の全部または一部を納付させることができる。

(財産の管理義務)

第 19 条 補助対象事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産について、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の保管)

第 20 条 補助対象事業者は、補助事業に関する書類を、当該会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は防災まちづくり部長が別に定める。

品川区長 あて

所在地
名 称
代表者の職および氏名

品川区コミュニティバス運行事業補助金交付申請書

品川区コミュニティバス運行事業を実施したく、品川区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助対象期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 補助対象経費の額 _____ 円
(内訳)
運行経費 _____ 円
車両購入経費 _____ 円
- 4 運賃収入等見込み _____ 円
(内訳)
運賃収入 _____ 円
広告料収入 _____ 円
その他運行事業収入 _____ 円
品川区以外の補助金 _____ 円
- 5 補助金交付申請額 _____ 円
- 6 関係書類 ・ 収支計画書

第 年 月 日 号

様

品川区長



品川区コミュニティバス運行事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区コミュニティバス運行事業補助金の交付について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助対象事業の名称

2 補助対象経費の額 _____ 円

3 補助金交付決定額 _____ 円

4 条件

申請者は補助対象事業の実施にあたり、「品川区補助金等交付規則」(昭和39年品川区規則第4号)および品川区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱(令和4年要綱第30号)の規定を順守すること。

年 月 日

品川区長 あて

所在地
名 称
代表者の職および氏名

品川区コミュニティバス運行事業補助金変更交付決定申請書

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた品川区コミュニティバス運行事業について次のとおり変更したく、品川区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて補助金交付決定の変更を申請します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 変更の理由

3 変更の内容	既交付決定額	_____ 円
	変更交付申請額	_____ 円
	増減	_____ 円

- 4 関係書類 ・収支計画書（変更後）＜第1号様式別紙＞

第 年 月 日 号

様

品川区長



品川区コミュニティバス運行事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった品川区コミュニティバス運行事業補助金交付決定の変更申請について、以下のとおり変更交付を決定したので通知します。

記

1 補助対象事業の名称

2 変更決定の内容	既交付決定額	_____円
	変更交付決定額	_____円
	増減	_____円

3 条件

申請者は補助対象事業の実施にあたり、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)および品川区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱(令和4年要綱第30号)の規定を順守すること。

第5号様式(第12条関係)

年 月 日

品川区長 あて

所在地
名 称
代表者の職および氏名

品川区コミュニティバス運行事業補助金完了実績報告書

年 月 日付 第 号により補助金の交付の決定を受けた品川区コミュニティバス運行事業が完了したので品川区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金既交付決定額 _____ 円
- 3 実績報告額 _____ 円
- 4 関係書類 ・ 収支決算書

収支決算書

1. 年間収支

		金額	備考
年間利用者人数		人	
運賃収入		円	
広告料収入		円	
その他運行事業収入		円	
品川区以外の補助金		円	
年間収入計 (A)		円	
運行経費	人件費	円	
	車両税金類	円	
	保険料	円	
	燃料油脂費	円	
	車両維持・修繕費	円	
	車両費 (車両購入費除く)	円	
	停留所維持管理費	円	
	その他経費	円	
運行経費計 (B)		円	
運行収支計 (C) = (A) - (B)		円	
車両購入経費【新規分】		円	か月分 (累計 月)
【継続分】		円	か月分 (累計 月)
車両購入経費計 (D)		円	
補助金実績報告額 (D) - (C)		円	

2. 車両購入経費【新規分】内訳

		単位	数量	単価	計
車両本体購入費 (a)		台		円	円
その他費用	①			円	円
	②			円	円
	③			円	円
	④			円	円
	⑤			円	円
	計 (b)				
品川区以外の補助金 (c)					円
車両購入費計 (d) = (a) + (b) - (c)					円
車両購入経費【新規分】 (d) ÷ 36 月 × 運行月数					円

第 号
年 月 日

様

品川区長



品川区コミュニティバス運行事業補助金確定通知書

年 月 日付の品川区コミュニティバス運行事業補助金実績報告についてその内容を審査した結果、補助金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認められたため、交付すべき補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金交付決定年月日および番号
年 月 日 第 号
- 3 補助金交付決定額 _____ 円
- 4 補助金交付確定額 _____ 円

第7号様式(第14条関係)

年 月 日

品川区長 あて

所在地

名 称

代表者の職および氏名



品川区コミュニティバス運行事業補助金請求書

年 月 日付 第 号で補助金の交付確定を受けた品川区コミュニティバス運行事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 補助対象事業の名称

2 請求金額 _____ 円

第 号
年 月 日

様

品川区長



品川区コミュニティバス運行事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付 第 号により補助金の交付を決定した品川区コミュニティバス運行事業に係る補助金について、品川区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱第 15 条第 2 項に基づき、下記の理由により補助金の交付決定の（全部・一部）を取り消します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金交付決定額 _____ 円
- 3 補助金の取消額 _____ 円
- 4 取り消しの理由 要綱第 15 条第 1 項__号による
(理由)

第 号
年 月 日

様

品川区長



品川区コミュニティバス運行事業補助金返還命令書

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を取り消した品川区コミュニティバス運行事業に係る補助金について、品川区コミュニティバス運行事業補助金交付要綱第16条に基づき、下記のとおり返還を命じる。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 補助金返還額 _____ 円
- 3 返還期日 _____ 年 月 日